

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における
保安規定の認可の審査に関する考え方

平成29年4月
原子力規制委員会

第1 趣旨

本書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の廃止措置に係る保安規定の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）の審査に関し必要な事項を示すものである。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」（原規総発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））は、廃止措置段階のもんじゅにおける保安規定の認可の審査基準について、「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準」（原管廃発第 13112715 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））を用いないとしている。

もんじゅに係る廃止措置段階の保安規定の認可については、本書を用いて審査を行うこととする。

第2 定義等

1 法令の略称

本書で用いる法令の略称は、次のとおりである。

法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
研開炉規則	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号）

2 用語の定義

本書において使用する用語は、法及び研開炉規則において使用する用語の例による。

第3 本書に関係する主な法令

法第 43 条の 3 の 24 第 1 項（保安規定の認可）

法第 43 条の 3 の 24 第 2 項（保安規定の認可の基準）

研開炉規則第 87 条（保安規定）

第4 保安規定に定められるべき事項

1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（研開炉規則第 87 条第 3 項第 1 号）

- ① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。
- ② 法令遵守に係る体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

- 2 安全文化を醸成するための体制（研開炉規則第 87 条第 3 項第 2 号）
- ① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。
 - ② 保安の確保を最優先する価値観を機構の中で形成し、維持し、強化していく文化を継続的に醸成するための体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。
- 3 発電用原子炉施設の品質保証（研開炉規則第 87 条第 3 項第 3 号）
- ① 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 7 条の 3 から第 7 条の 3 の 7 及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 26 条の 2 から第 26 条の 2 の 7 の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成 21・09・14 原院第 1 号（平成 21 年 10 月 16 日原子力安全・保安院制定（NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3）））において認められた JEAC4111-2009 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。
 - ② 品質保証に関する規定内容が、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成 16・03・04 原院第 3 号（平成 16 年 3 月 22 日原子力安全・保安院制定（NISA-165a-04-3）））を参考に定められていること。
 - ③ 研開炉規則第 71 条に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書が、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で位置付けられていること。
- 4 廃止措置の品質保証（研開炉規則第 87 条第 3 項第 4 号）
- 3 に掲げる事項のほか、廃止措置の実施に係る組織、文書規程等について定められていること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。
- 5 廃止措置を行う者の職務及び組織（研開炉規則第 87 条第 3 項第 5 号）※
- ※ 6 に掲げる事項（発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等）を除く。
- ① 廃止措置段階のもんじゅにおける保安活動に必要な組織について定められ、責任者その他の職位（研開炉規則第 87 条第 3 項第 1 号から第 27 号までに掲げる事項のいずれかに関する定めにおいて、その関わりが明記されているものに限る。）が、その職務の内容を明らかにして定められていること。委員会等を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関することが定められていること。
 - ② ① の各職位は、その職務を遂行するに当たり、法令、廃止措置計画及び保安規定の定めを遵守することが明記されていること。
 - ③ 機構の理事長が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を管

理し、もんじゅによる災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。

6 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け（研開炉規則第 87 条第 3 項第 5 号の 2）

- ① 発電用原子炉主任技術者の選任及び配置に関すること。

発電用原子炉主任技術者を選任すること及びその組織上の位置付けについて定められていること。特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないように、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、もんじゅの保安組織から独立していることが当然に求められるものではない。
- ② 発電用原子炉主任技術者の職務について、次に掲げる事項が明記されていること。
 - I 機構の理事長又はもんじゅの所長に対し意見具申等を行うこと。
 - II 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。
 - III 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
 - IV 各種要領書等の制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
 - V 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
 - VI 保安規定に係る記録の確認を行うこと。
 - VII 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。
- ③ 発電用原子炉主任技術者の意見等の尊重について、次の事項が定められていること。
 - I 機構の理事長その他の経営責任者が、発電用原子炉主任技術者の意見具申等を尊重すること。
 - II もんじゅの廃止措置に従事する者は、発電用原子炉主任技術者の指導・助言を尊重すること。
- ④ 発電用原子炉主任技術者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が兼任する他の職務によって発電用原子炉主任技術者を補佐する業務が影響を受けないように指揮命令系統が明記されていること。
- ⑤ 燃料体が炉心等から取り出されている場合は、研開炉規則第 87 条第 3 項第 5 号の 2 に掲げる事項の記載を要しない。また、廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の運転を停止する恒久的な措置を講じた場合は、法第 43 条の 3 の 26 第 1 項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は、同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。

しかし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えな

いよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任があり、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。

このため、保安規定に発電用原子炉主任技術者について規定していない場合には、保安規定に、次のとおり、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて明記されていることが望ましい。

I 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること

ここで、廃止措置主任者は、機構の理事長の下で、組織の長以上の職位の者が、一定の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、機構の理事長その他の経営責任者に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。

廃止措置主任者に求められる資格は、次のとおりである。

- i もんじゅの構内に核燃料物質が存在する場合 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状又は法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者
- ii もんじゅの構内に核燃料物質が存在しない場合 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状、法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者

II 廃止措置主任者の職務に関すること

ここで、職務については、②に掲げる事項が明記されていること。

III 廃止措置主任者の意見等の尊重については、③に掲げる事項が定められていること。

IV 廃止措置主任者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が兼任する他の職務によって廃止措置主任者を補佐する業務が影響を受けないように指揮命令系統が明記されていること。

V 廃止措置主任者の代行者の選任する場合は、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、Iと同様の内容が明記されていること。

7 廃止措置を行う者に対する保安教育（研開炉規則第87条第3項第6号）

- ① 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。
- ② 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

- ③ 協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育の実施状況を確認することが定められていること。
- ④ 次に掲げる事項について定められ、その見直しの頻度等についても定められていること。
 - I 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
 - II 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。
 - III 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。
 - IV 放射線管理に関すること。
 - V 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
 - VI 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- ⑤ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項

8 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置（研開炉規則第 87 条第 3 項第 7 号）

- もんじゅを恒久的に運転停止するために講ずべき措置について定められていること。具体的には
 - I 炉心に核燃料物質を装荷しないこと。
 - II 中央制御室の発電用原子炉モードスイッチを運転及び起動に切り替えできないこと。等が明確になっていること。

9 発電用原子炉施設の運転に関する安全審査（研開炉規則第 87 条第 3 項第 8 号）

- 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及びもんじゅの保安の運営に関する重要事項を審議する委員会等の設置、構成及び審議事項について定められていること。

10 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等（研開炉規則第 87 条第 3 項第 9 号）

- ① 管理区域を明示し、管理区域を他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。
- ② 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。
- ③ 管理区域のうち特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の人が触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- ④ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。
- ⑤ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。
- ⑥ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。

- ⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき措置が定められていること。
- ⑧ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。
- ⑨ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。
- ⑩ 協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。

11 排気監視設備及び排水監視設備（研開炉規則第 87 条第 3 項第 10 号）

- ① 気体状の放射性廃棄物の放出箇所、気体状の放射性廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに気体状の放射性廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- ② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

12 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去（研開炉規則第 87 条第 3 項第 11 号）

- ① 放射線業務従事者の受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。
- ② 管理区域から物品又は核燃料物質等を移動する際の表面の放射性物質の密度の測定に関することが定められていること。
- ③ 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について定められていること。また、研開炉規則第 73 条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
- ④ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量等の測定に関する事項が定められていること。
- ⑤ その他放射性物質による汚染確認後の汚染拡大防止及び汚染の除去の措置が定められていること。

13 放射線測定器の管理（研開炉規則第 87 条第 3 項第 12 号）

- ① 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度が定められていること。
- ② 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度が定められていること。

14 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置（研開炉規則第 87 条第 3 項第 13 号）

- 日常の保安活動の評価を踏まえ、もんじゅの巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について定められていること。

15 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（研開炉規則第 87 条第 3

項第 14 号)

- ① もんじゅ構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずることが定められ、貯蔵施設等についても定められていること。
- ② 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに關することが定められていること。
- ③ 新燃料及び使用済燃料の事業所外への運搬に際して、臨界に達しない措置等の保安のために講ずべき措置が定められていること。

16 放射性廃棄物の廃棄（研開炉規則第 87 条第 3 項第 15 号）

- ① 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量の管理の方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- ② 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出の管理の方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- ③ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に關し、放射線安全確保のための措置が定められていること。
- ④ 法第 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物の取扱いに關することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成 17・11・30 原院第 6 号（平成 18 年 1 月 30 日原子力安全・保安院制定）及び平成 23・06・20 原院第 4 号（平成 23 年 7 月 1 日同院改正））を参考に、同条第 2 項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。
- ⑤ 法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法 61 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。
- ⑥ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに關することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。

17 非常の場合に採るべき処置（研開炉規則第 87 条第 3 項第 16 号）

- ① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。
- ② 緊急事態が発生した場合における運転操作に關する規程類を作成することが定められていること。
- ③ 緊急事態が発生したときは、定められた通報経路に従って関係機関に通報することが定められていること。
- ④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。

- ⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。
- ⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。
 - I 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を機構の理事長に書面で申し出た者であること。
 - II 緊急作業についての訓練を受けた者であること。
 - III 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する作業員及び協力企業の作業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。
- ⑦ 緊急作業に従事する放射線業務従事者について、次の事項が定められていること。
 - I 緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）を実施すること。
 - II 緊急作業に従事した際に健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関する適切な内容。
- ⑧ 緊急事態を発生させた事象が収束したときは緊急時体制を解除することが定められていること。
- ⑨ 緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること。

18 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（研開炉規則第 87 条第 3 項第 17 号）※

※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。

- 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。
 - I 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
 - II 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。
 - III 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
 - IV 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。
 - V 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付け

ること。

VI 持込物（可燃物）の管理に関すること。

VII その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

VIII 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。

19 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（研開炉規則第 87 条第 3 項第 18 号）※

※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。

○ 発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

I 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。

II 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

III 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

IV 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

V I からIVまでに掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

VI I からVまでの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

20 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（研開炉規則第 87 条第 3 項第 19 号）※

※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。

① 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関して、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

I 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

II 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

III 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施するこ

と。

- IV 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
- V 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。
 - i 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - ii 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
 - iii 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - iv 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- VI I から V までに掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- VII I から VI までの措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

- ② 重大事故等発生時に講ずる措置が、認可された廃止措置計画（その認可の申請書に添付した書類を含む。）の内容に即して定められていること。

21 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（研開炉規則第 87 条第 3 項第 20 号）※

※ 性能維持施設が存在しない場合を除く。

- ① 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関して、次に掲げることが定められていること。
 - I 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
 - II 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
 - III 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
 - IV 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
 - V 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する規程類を定め、これを要

員に守らせること。

- i 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- ii 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び使用済燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。
- iii 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

VI I から V までに掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

VII I から VI までの措置について、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。

- ② 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置が、認可された廃止措置計画（その認可の申請書に添付した書類を含む。）の内容に即して定められていること。

22 発電用原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告（研開炉規則第 87 条第 3 項第 21 号及び第 22 号）

- ① もんじゅに係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていること。
- ② 法第 43 条の 3 の 21 の規定による記録の管理について定められていること。
- ③ もんじゅの所長及び発電用原子炉主任技術者並びに廃止措置の監督を行う者に報告すべき事項が定められていること。
- ④ 研開炉規則第 129 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には機構の理事長その他の経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する機構の理事長その他の経営責任者の強い関与が明記されていること。
- ⑤ 研開炉規則第 129 条各号に掲げる事故故障等の事象に準ずるものが具体的に定められていること。

23 発電用原子炉施設の保守管理（研開炉規則第 87 条第 3 項第 23 号）

- ① 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 11 条第 1 項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 30 条第 1 項に掲げる保守管理について（内規）」（平成 20・12・22 原院第 3 号（平成 20 年 12 月 26 日原子力安全・保安院制定））において認められた JEAC4209-2007 又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。
- ② 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。

- ③ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。
- ④ 保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。

24 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有（研開炉規則第 87 条第 3 項第 24 号）

- メーカー等保守点検を行った事業者から得た保安に関する技術情報を、原子力事業者等の情報共有の場を活用して他の原子炉設置者と共有し、発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。

25 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開（研開炉規則第 87 条第 3 項第 25 号）

- ① 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合に当該不適合に関する情報を公開する基準が明確に定められていること。
- ② 情報の公開に関し、必要な事項が定められていること。

26 廃止措置の管理（研開炉規則第 87 条第 3 項第 26 号）

- ① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。
- ② 廃止措置期間中の発電用原子炉施設において施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造等の保守管理における必要な手順が定められていること。

27 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関して必要な事項（研開炉規則第 87 条第 3 項第 27 号）

- ① 日常の品質保証の活動の結果を踏まえ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項が定められていること。
- ② 保守管理について、必要な事項が定められていること。
- ③ 品質マネジメントシステムの運用に当たって、安全文化が前提であることが示されていること。また、放射線防護の基本的考え方である ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の原則にのっとり、保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。